

## 子ども・子育て支援に関する現状と課題について

### 1 少子化の動向

少子化をめぐる動向について、本市における合計特殊出生率は、平成21年以降、上昇傾向にありますが、出生数はほぼ横ばいとなっています。少子化等による人口構造の変化は、社会経済システムにも深く関係する問題であり、社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、社会的課題となっています。【資料2-3 P2】

少子化の背景には未婚化や晩婚化、晩産化などの要因が指摘されていますが、一方では、共働き家庭が増加する中で、仕事と子育ての両立が困難であるなどの課題の存在が少子化に影響を与えているともいわれており、子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられるよう、子育てに関する負担や不安の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境の整備を図る必要があります。【資料2-3 P4, P5】

### 2 保育サービス等の状況

「もりおか子ども育成プラン」においては、「保育サービスの充実」として位置づけて、仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、保育サービス等の充実を図ってきました。しかしながら、社会情勢の変化やニーズ調査結果などから新たな課題も浮上しています。【資料2-2 P3, P4】

認可保育所については、平成21年度から平成26年度までの5年間で全体の定員を770人増やしてきましたが、待機児童の解消には至っていません。特に3歳未満児の待機児童の割合が高く、3歳未満児の定員増が必要です。【資料2-3 P9】

また、特別保育の一時預かり及び病児・病後児保育について、ニーズ調査において今後利用したいという意向が非常に多くありました。実際の利用児童数との隔たりが大きいことから、サービスの拡充にあたっては、実際の利用状況を考慮し、より細やかに保護者の声を反映させながら事業を進めていくことが必要です。【資料2-3 P17, P20】

### 3 児童の健全育成の状況

「もりおか子ども育成プラン」においては、「子どもの健全育成」として位置づけて、児童館・児童センターの設置を進めるとともに、放課後児童クラブ（学童クラブ）や放課後子ども教室を実施し、児童の健全育成に取り組んできました。【資料2-2 P3, P4】

近年、共働き世帯の増加や核家族化の進行に伴って、放課後児童クラブの登録児童数が増加しており、待機児童も増加傾向にあります。今後の課題としては、仕事と子育ての両立を支え、子育てを支援するための学齢期における保育サービスとして、就学前の保育サービスとの連続性を考慮した整備が求められています。また、平成27年4月に施行予定の児童福祉法の改正において、事業の対象が小学6年生まで引き上げられたことや事業の設備及び運営の基準が定めることとされたことから、受け入れ体制の整備や基準を満たせない放課後児童クラブへの支援が必要です。【資料2-3 P18, P19】

児童館・児童センターにおいては、放課後における児童の安全・安心な居場所として、保護者の就労時間に配慮した利用時間の延長や、未設置の小学校区への施設の設置などが求められています。【資料2-3 P19】

放課後子ども教室については、円滑な事業実施に向けた地域におけるボランティアなどの人材確保や、放課後児童クラブの運営との連携が課題となっています。【資料2-3 P19】

#### 4 母子保健の状況

「もりおか子ども育成プラン」において、「子どもや母親の健康の確保」として位置づけて、妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、各種健康診査や育児相談、きめ細かな育児情報の提供により母子の健康の確保を図ってきました。【資料2-2 P5, P6】

母子を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化、都市化の進行により急激に変化し、本市においても、産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等新たな課題が浮上しており、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められています。また、虐待の発生予防の観点からも、妊娠期から支援が必要なハイリスク妊婦への訪問指導と乳児家庭全戸訪問事業とを一体化して推進することが求められています。

#### 5 支援を必要とする子どもの状況

「もりおか子ども育成プラン」において、「保護を必要とする子どもへの取組の推進」の中に「児童虐待防止対策の充実」、「ひとり家庭の自立支援の推進」、「障がい児施策の充実」を位置づけて、児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携した取組を推進するほか、父子家庭を含めたひとり親家庭等の自立支援策の充実、発達障がいへの適切な対応や支援を図ってきました。【資料2-2 P15, P16】

平成17年4月に、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先に市町村が加わって以降、本市における虐待の相談件数は増加傾向にあります。今後も保護が必要と思われる子どもを見かけた場合の市民の通告（連絡・相談）義務について周知を図りながら、関係機

関との連携を一層強化し，早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。

**【資料2-3 P14】**

また，ひとり親家庭が増加する中で，母子家庭だけでなく父子家庭からの生活困窮などに係る相談の増加が予測されます。これらの状況を踏まえ，父子家庭を含めたひとり親家庭等に対する総合的な支援体制を整えていくことが課題となっています。【資料2-3 P8】

さらに，障がい児の支援については，地域において障がいのある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに，乳児期，就学期，学齢期などライフステージに応じて，保健・医療・福祉・教育・就労などの連携した支援を行うことが求められています。